

保安施設等の設置基準

道路掘削工事現場における保安施設等の設置基準

道路掘削工事による交通の危険、渋滞の防止、沿道住民に与える迷惑の防止、ならびに歩行者の安全な通行を確保するため、道路法、道路標識・区画線および道路標示に関する命令（総理府令・建設省令）、宮崎市道路占用規則ならびに建設省の通達等に基づき、宮崎市における道路掘削工事現場（以下「工事現場」という）の標示施設、保安施設の設置および取扱いを次のとおり定める。これらの施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して、塗装、修繕、清掃等の維持を常時行うとともに、十分な管理を行なわなければならない。

目 次

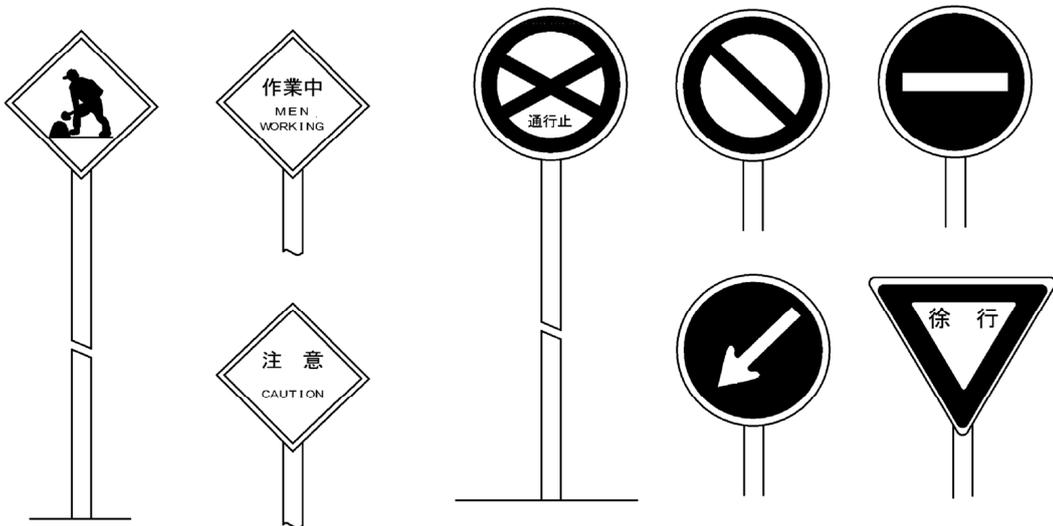
1. 道 路 標 識	参一34
2. 工 事 標 示 板	参一36
3. 夜間作業又は昼夜兼行作業の標示板	参一38
4. う 回 路 の 標 示 板	参一39
5. 予 告 標 示 板	参一41
6. 工 事 予 告 板	参一41
7. 協 力 依 頼 板	参一42
8. 保 安 柵 等 の 設 置	参一43
9. 保 安 灯 の 設 置	参一45
10. そ の 他	参一46
11. 標 示 及 び 設 置 例 (参 考 図)	参一47

1. 道路標識

- (1) 工事現場の起終点には、様式 1-1、1-2 に示す道路標識のうち「工事中」または「作業中」の標識を設置しなければならない。
- (2) 工事区間の長いもので工区を 2 つ以上に分けて工事を行う場合には、工区毎に設置しなければならない。
- (3) 工事現場には、必要に応じて道路管理者及び所轄警察署長の指示を受けて道路標識を設置しなければならない。

(注) 道路標識「工事中」と「作業中」を表示する警戒標識の取扱いについて

「工事中」を表示する警戒標識は、比較的大規模な道路工事で、かつ当該区域が保安柵その他で囲まれている場合に用い、「作業中」を表示する警戒標識は、道路の清掃、ライン引、除草、簡易なパッチング及び占用者の行う引込管工事等の軽易な作業、修繕を行う場合に用いるものとする。



様式1-1



請負業者名明記

※ 請負業者名 明記

様式1-2

2. 工事標示板

(1) 下水道工事現場の起終点には、様式2-1、に示す工事標示板を設置しなければならない。表示方法は下記の「宮崎市発注工事現場における標示要領」によること。

(宮崎市発注工事現場における標示要領)

工事を行う場合は、必要な工事標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する工事標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

1) 工事内容

記載例(様式2-1)を参考にして、工事の内容、目的等を標示するものとする。

・工事期間

現場で実際に施工を行う工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

ただし、道路工事等、現状交通に支障を与える工事の場合には、実際に支障を与える工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示する。

・工事種別

記載例を参考にして、工事の種別により標示する。

・発注者

発注者及びその連絡先(直通及び夜間・休日)を標示するものとする。

・施工者

施工者及びその連絡先を記載するものとする。

・問合せ先

工事に関する情報の問合せ先を標示するものとする。

2) 標示板の大きさや文字の配置等については、記載例によるものとする。

(2) 工事区間の長いもので、工区を2つ以上に分けて工事を行う場合に、工区毎に設置しなければならない。ただし、工区間が比較的近距離で一見して同一工事であることが認識できるものについては、これを一つの現場とみなす。

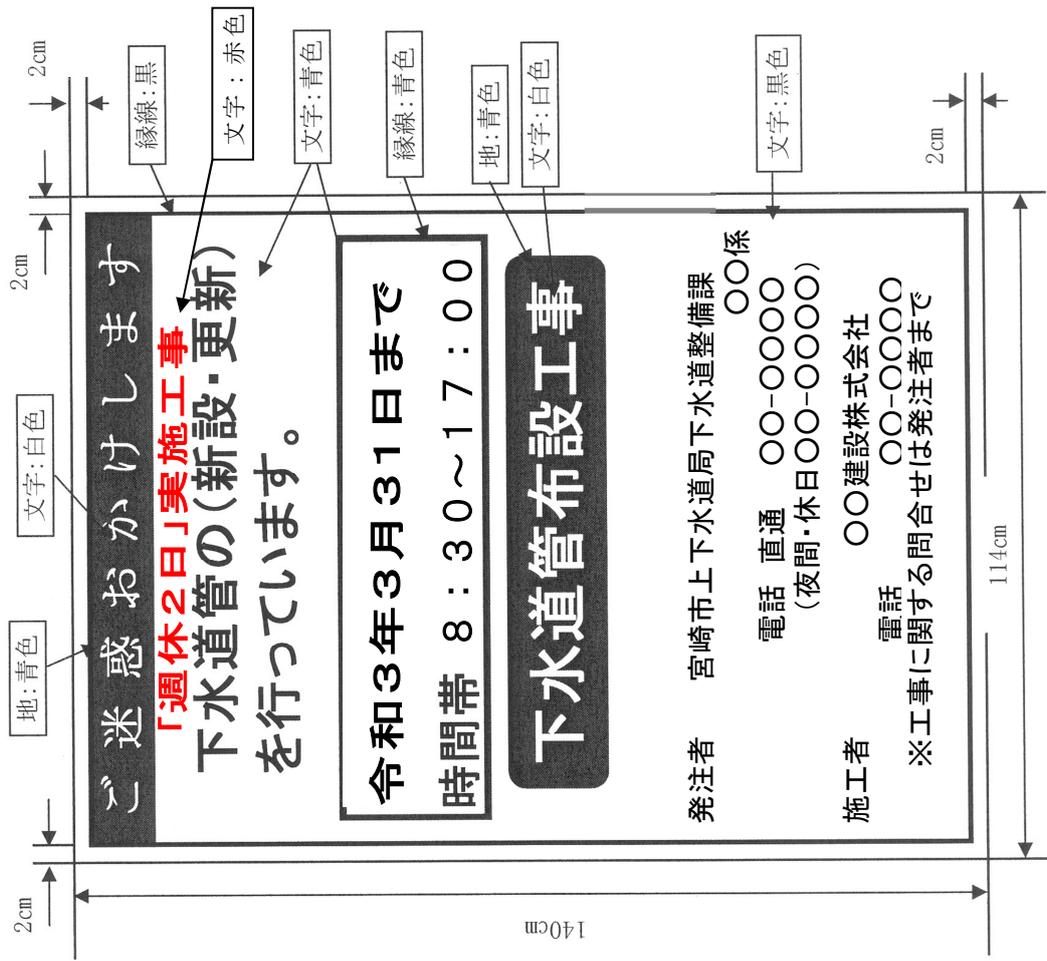
(3) 短期間に完了する軽易な工事現場には、様式2-2に示す簡易工事標示板を設置するものとする。

(4) 標示板の大きさ等は、必要に応じて所定の比率のまま拡大できるものとする。

(以下、標示板および依頼板の項においても同じ)

様式2-1

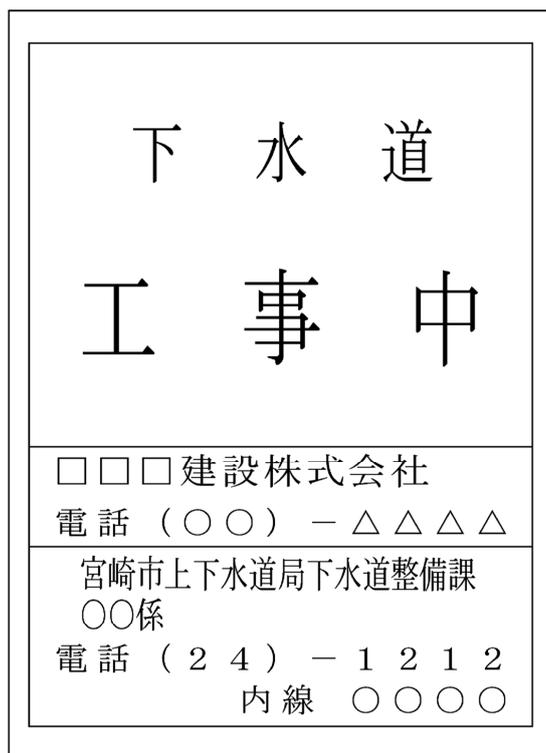
下水道管布設の標示する工事種別、工事内容の記載例



下水道管布設工事で路面復旧を伴う場合の記載例



簡易工事標示板

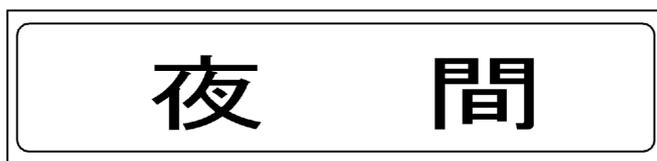


3. 夜間作業又は昼夜兼行作業の標示板

夜間作業または昼夜兼行作業を行う工事現場においては、様式 2 - 1 または様式 2 - 2 に示す標示板の真上に様式 3 に示す標示板 A 型、または B 型をそれぞれ標示しなければならない。

様式 3

A 型



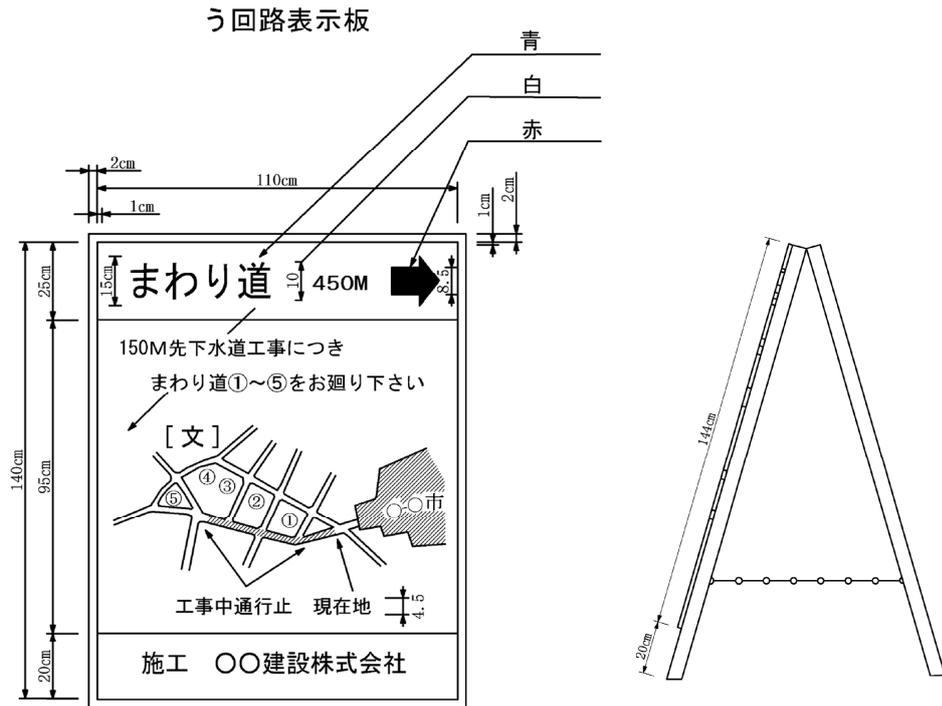
B 型



4. う回路の標示板

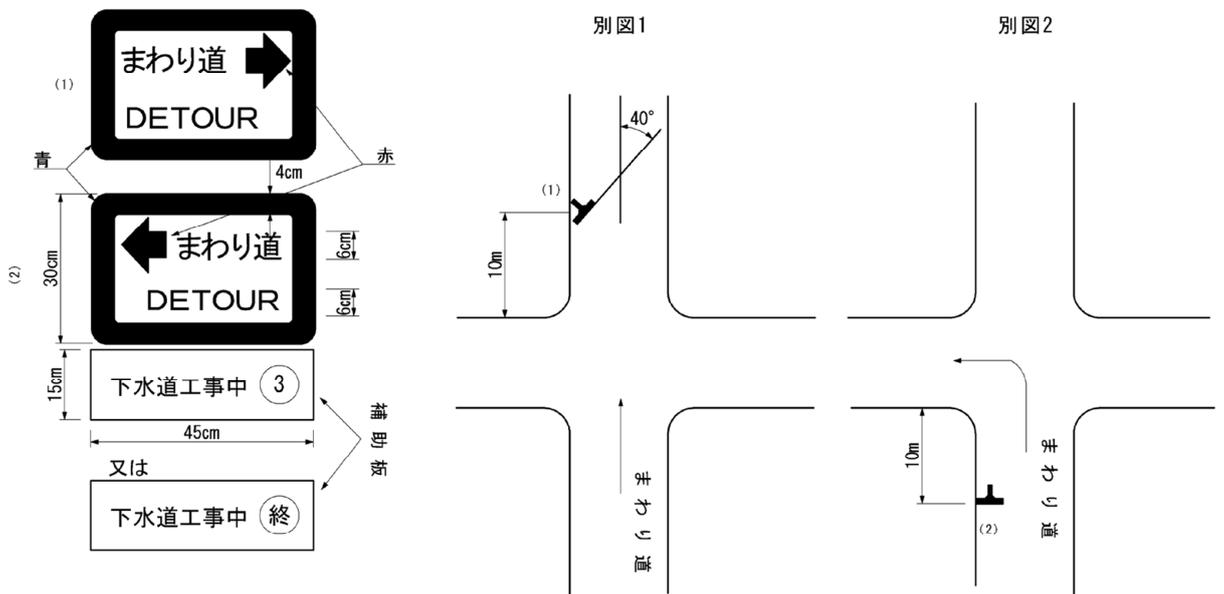
道路工事のため、う回路を設ける場合は、当該う回路を必要とする時間中、う回路の入口に様式4-1に示すう回路の略図を記したう回路標示板を設置し、う回路の途中の各交差点(迷い込む恐れのない小分岐を除く)において、別図1に示す要領により様式4-2に示す道路標式(指示標識「まわり道」405)に補助板を附して設置しなければならない。

様式4-1



様式4-2 指示標識「まわり道」及び補助板

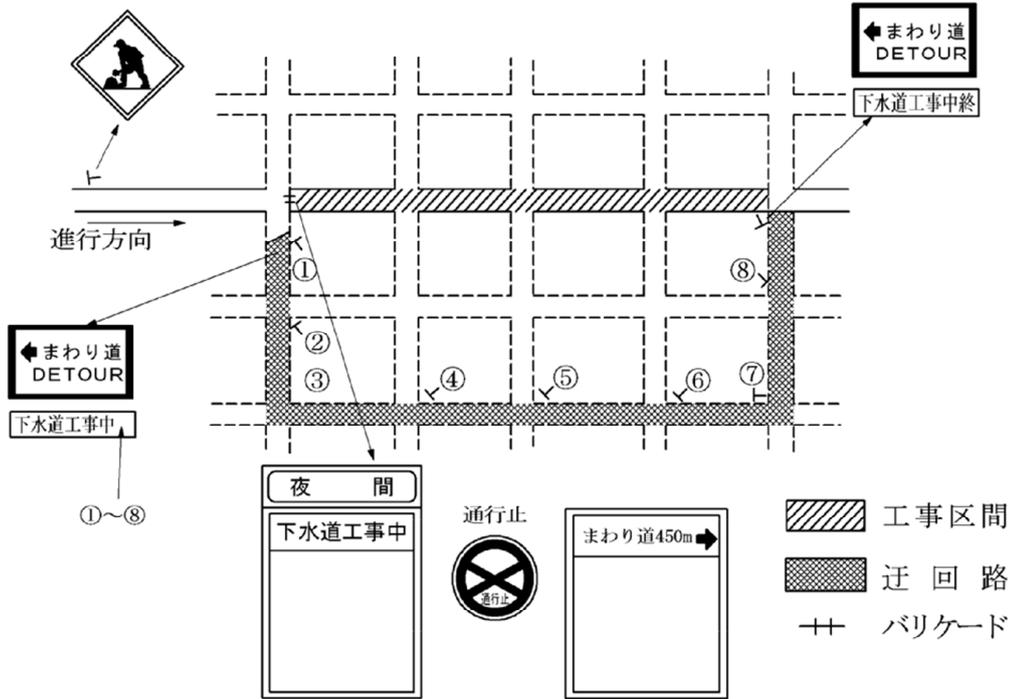
指示標識「まわり道」(405)



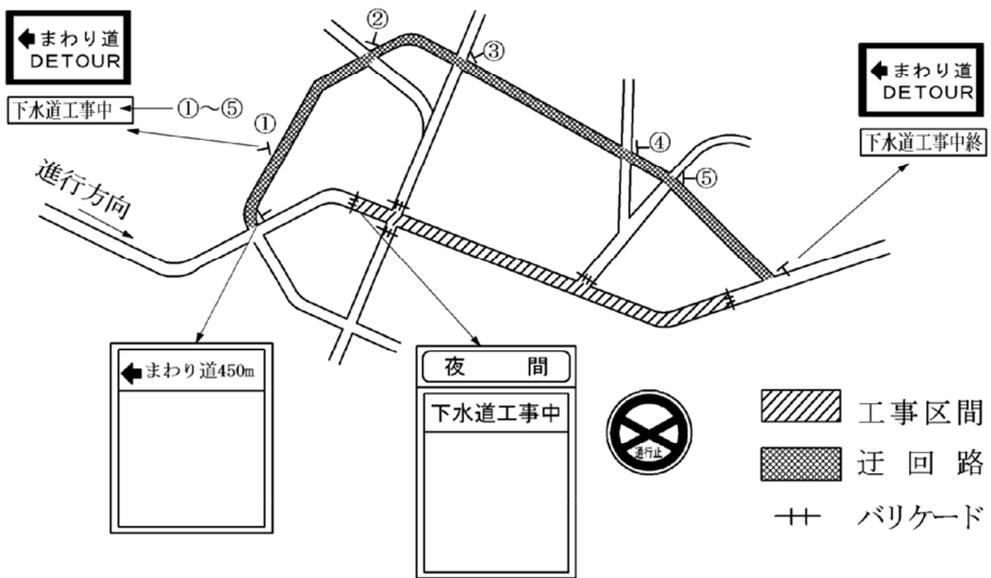
参考 工事中まわり道の標示例

(進行方向に対する標識の設置例を示す。)

(1) 市街地の場合



(2) 地方部の場合



5. 予告標示板

工事現場の所在を事前に周知させるため必要ある場合は、十分確認できる大きさと、様式5に示す予告標示板を工事箇所前方50mから500mの間の路側または、中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。

様式5
予告標示板

これより〇〇〇M先
下水道 工事中
□□□建設株式会社 宮崎市上下水道局下水道整備課 宮崎△△警察署

6. 工事予告板

全面通行止にて工事を行おうとする場合は、必要に応じて様式6に示す通行止予告板を前もって設置しなければならない。

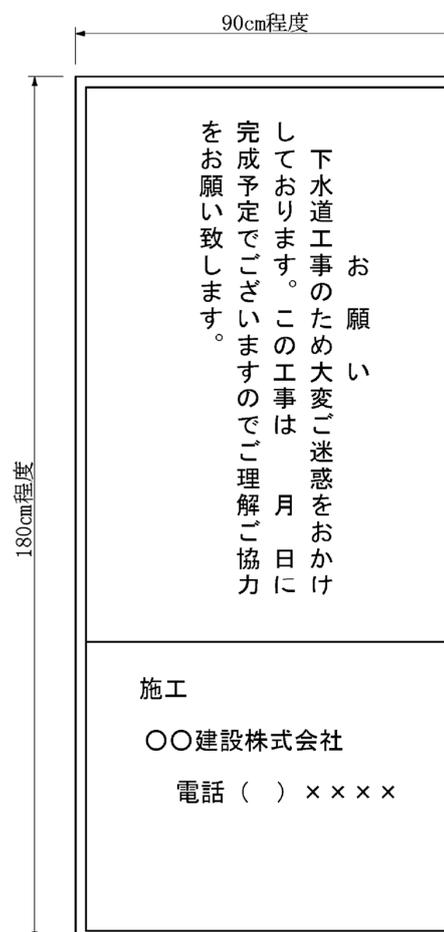
様式6
工事予告板

通行止予告
下水道工事のため
自 令和△年〇〇月□□日 至 令和△年〇〇月□□日
□□□建設株式会社 宮崎市上下水道局下水道整備課 宮崎△△警察署

7. 協力依頼板

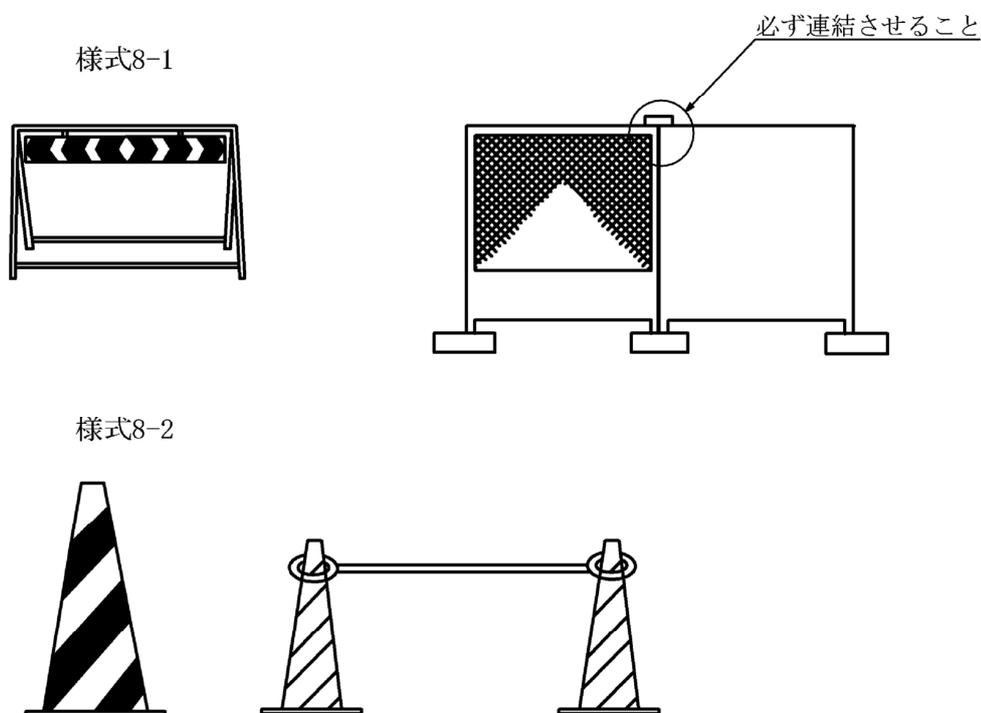
工事現場には、道路利用者ならびに沿道住民が十分確認できるような大きさと、工事終了期日および協力要請文を明記した様式7に示すような協力依頼板を設置しなければならない。

様式7

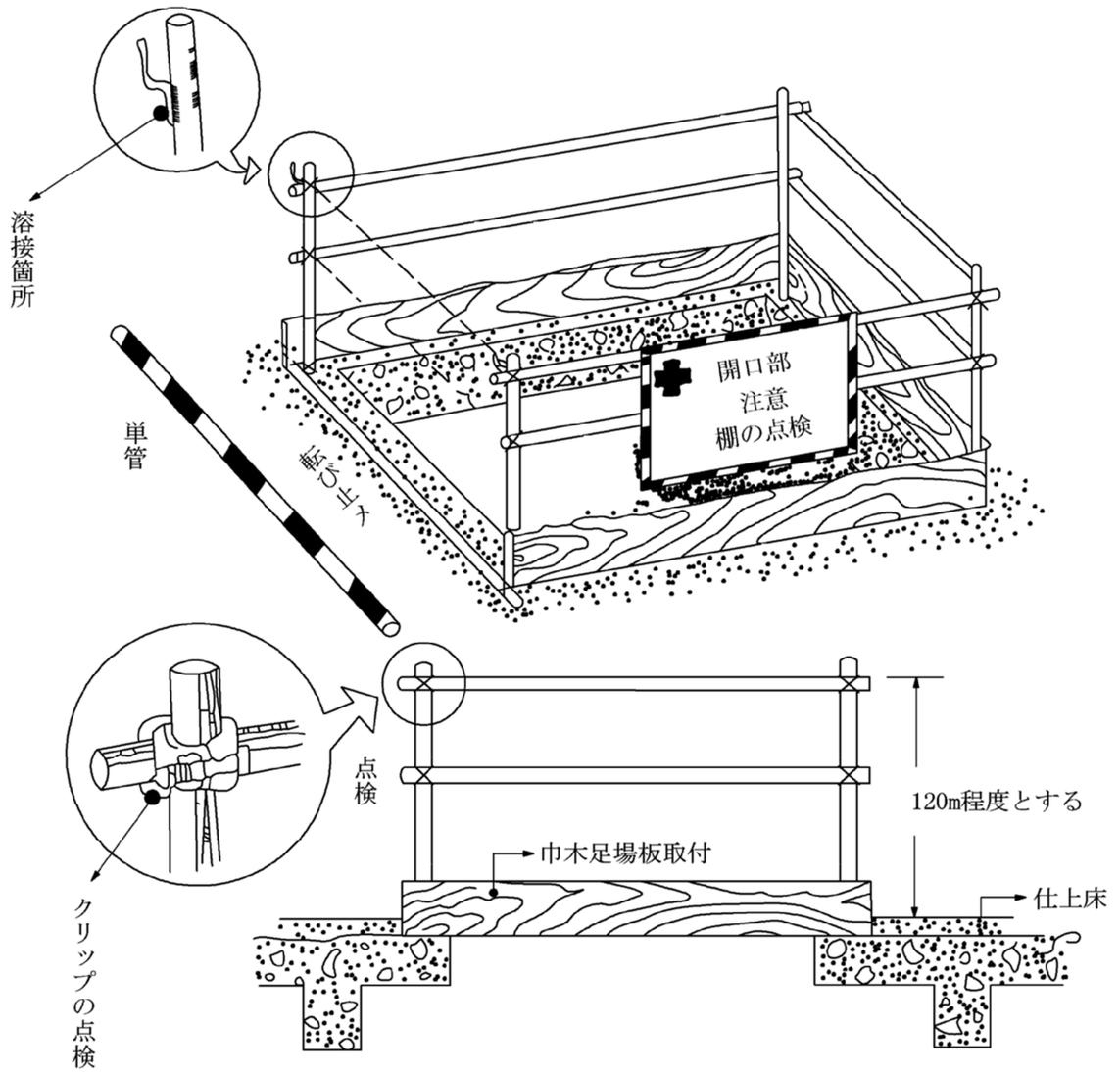


8. 保安柵等の設置

- (1) 工事現場の区域（作業場、材料置場、土場および工事用機械置場等を含む）は、他の周囲と区分し、一般公衆が誤って立入らないよう保安柵または、これに類する工作物を設置しなければならない。
- (2) 大規模な工事および工事期間の長い工事現場（推進工事の立坑等）の周囲の保安柵は、容易に転倒、移動しないような構造で設置しなければならない。
- (3) 工事現場の周囲には、様式8-1に示す移動柵を設置しなければならない。ただし、交通に対する危険の恐れが比較的少ない工事現場には、片側のものに限り様式8-2に示すセフティーコーンにコーンバー等で囲んだものでも良いものとする。
- (4) 工事区間全域の交通を遮断して施工する工事現場においても、歩行者および自転車の安全通行確保のため、工事現場の片側に様式8-1に示す移動柵を設置しなければならない。
- (5) 立坑（開口部）の周囲には、様式8-3に示す転落防止のための単管柵を設置しなければならない。



作業員の転落防止さくの設置例



9. 保安灯の設置

(1) 施工者は、道路上において、または道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上または道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1 m程度のもの、夜間150 m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。この場合、設置間隔は交通流に対面する部分では2 m程度、その他の道路に面する部分では4 m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

施工者は、交通量の特に多い道路上において土木工事を施工する場合には、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、保安施設を適切に設置しなければならない。このため、道路標識等及び保安灯に規定する道路標識及び保安灯の設置に加えて、作業場の交通流に対面する場所に工事中であることを示す標示板（原則として内部照明式）を設置するものとする。さらに、必要に応じて夜間200 m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色または赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置しなければならない。

(2) 工事現場の各標示板の前面には、夜間100 W以上の白色照明灯を取り付けなければならない。ただし、工事現場の近くに電源のない場合には、各標示板を反射性としなければならない。

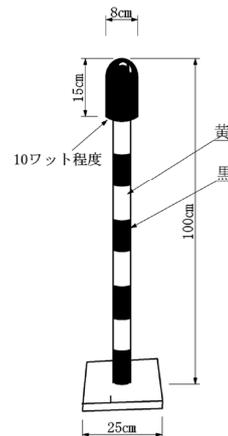
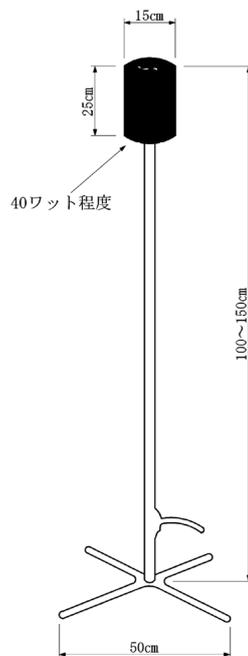
(3) 危険な箇所には、200 W以上の白色照明灯を設置しなければならない。

様式9-1

様式9-2

赤色又は黄色注意灯
(両端、囲いの角用)

赤色注意灯(側方用)

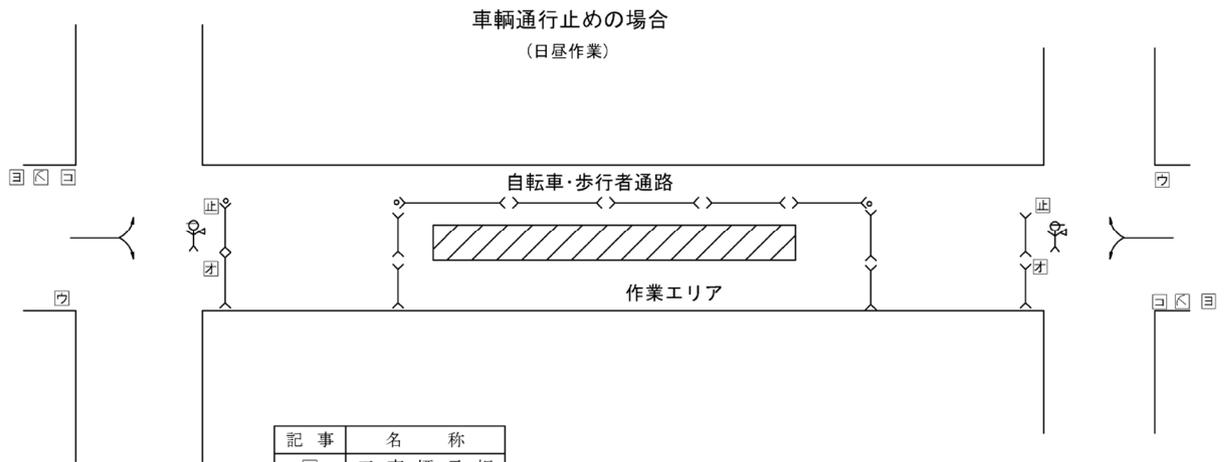


(注) 灯器の大きさ、高さ及び光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては、この規格によらないことができる。

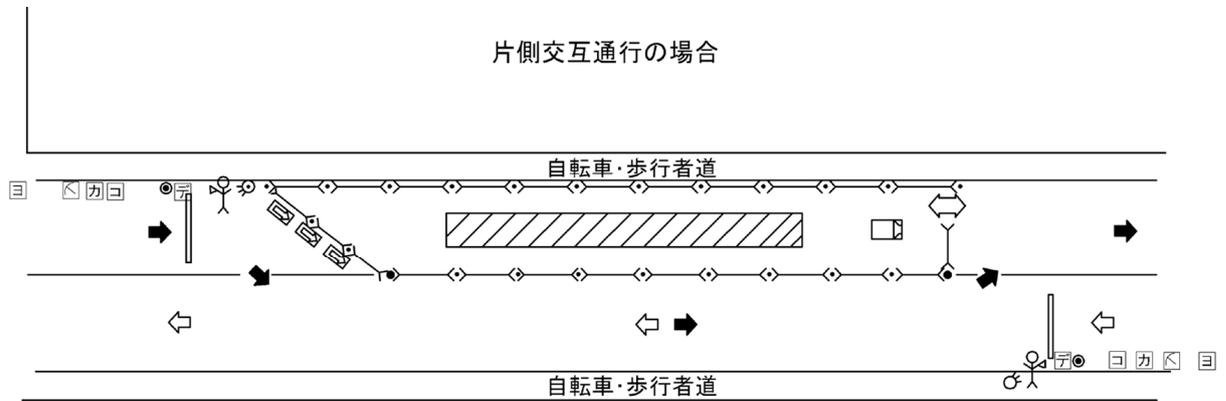
10. その他

- (1) 標識、標示板等は、すべて自立固定にて設置すること。
(ガードレール、道路標識、電柱等には固定しないこと)
- (2) 標識、標示板等の設置にあたっては、周辺の他工事業者とその配置内容等について十分協議を行い、円滑な交通と付近住民に対し誤解や混乱等を生じさせないように努めること。
- (3) 標識、標示板等は、通行車両、歩行者等の通行上必要な視界を妨げないような位置に設置しなければならない。

1 1 . 標示及び設置例 (参考図)



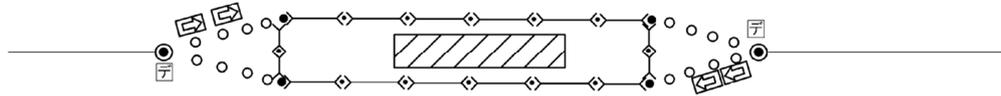
記事	名称
回	工事標示板
田	通行止標識
団	お願い板
回	迂回路標示板
回	予告板
〉〈	ガードフェンス
○	保安灯
◇	工事標識
	電線
●	板照明



記事	名称
回	工事標示板
田	電光標示板
団	お願い板
回	予告板
回	片側通行標識
〉〈	ガードフェンス
⇒	方向指示板
◇	工事標識
●	回転灯
●●	保安灯

両側通行の場合

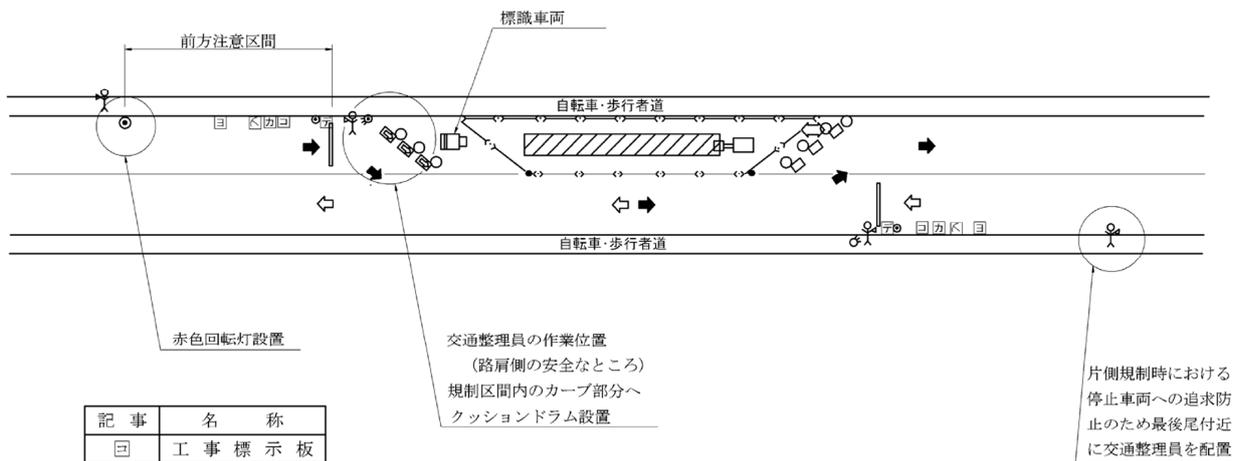
目 閉 閉 閉



閉 閉 閉 目

記事	名称
目	工事標示板
閉	電光標示板
閉	お願い板
目	予告板
➤➤	ガードフェンス
➡➡	方向指示板
◇	工事標識
○	セフティーコーン
●	回転灯
●	保安灯

片側交互通行の場合(国道・県道)



記事	名称
目	工事標示板
閉	電光標示板
閉	お願い板
目	予告板
目	片側通行標識
➤➤	ガードフェンス
➡➡	方向指示板
◇	工事標識
●	回転灯
●	保安灯
○	クッションドラム